

中小企業省力化投資補助事業に関する Q&A

2024年12月12日制定
公益社団法人リース事業協会

- 本 Q&A は、当協会が事業実施事務局に確認をして作成しました。
- 本 Q&A は、随時改訂します。最新の Q&A を確認してください。
- 本 Q&A の内容に関するお問い合わせは、当協会事務局にお知らせください。

補助金担当:電話番号 03-3595-1501(平日 9 時~17 時)

【凡例】

中小企業等:中小企業省力化投資補助事業の公募要領に定める中小企業等

登録サプライヤー:省力化製品販売事業者として登録を受けたサプライヤー

補助金:中小企業省力化投資補助事業による補助金

1. 基本的事項

No.	質問	回答
1	中小企業等、登録サプライヤー、リース会社が共同申請をする場合の補助対象経費の考え方を教えてください。	中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、リース会社が登録サプライヤーから購入するリース物件(機械装置・システム等)の購入費用が補助対象経費となりますが、リース物件は製品カタログに記載された製品に限られます。
2	ユーザーは中小企業等に該当しますが、リース会社が大企業に該当する場合、補助金の対象となりますか。	中小企業等は、ユーザーの要件です。 リース会社は、中小企業等の要件が適用されないため、リース会社が大企業であっても、ユーザーが中小企業等の要件を満たせば、共同申請者とすることができます。
3	共同申請の場合、電子申請システムによる申請は中小企業等(ユーザー)が行うのでしょうか。リース会社が行うのでしょうか。	中小企業等(ユーザー)が行います。リース会社は、必要書類(「リース料軽減計算書」及び「リース取引に係る宣誓書」)を中小企業等に渡してください。
4	補助上限額の考え方を教えてください。	例えば、補助上限額1,500万円(従業員数21人以上、大幅な賃上げを行う場合)とは、補助金の交付金額の上限です。 (例)補助事業による設備投資額3,000万円 $3,000 \text{ 万円} \times \text{補助率 } 1/2 \text{ 以下} = 1,500 \text{ 万円}$ 補助上限額は 1,500 万円であり、この設備投資における補助額は 1,500 万円です。
5	リース会社は 1 つの共同申請につき 1 社とされていますが、詳しく教	一の中小企業等と一のリース会社の共同申請に限るという趣旨であり、一の共同申請に際して、複数のリ

No.	質問	回答
	<p>えてください。</p>	<p>ース会社を共同申請者とすることはできません。</p> <p>複数の製品を補助対象とし申請を行う場合であって、登録サプライヤーが異なる場合は、下記例のとおり、補助上限額の範囲内で、ユーザー、各登録サプライヤー・各リース会社と個別に申請を行うことが可能となる予定です。追って公募要領等で複数回の応募・交付申請について案内されますので、詳細についてはそちらをご参照ください。</p> <p>(例) 申請① ユーザーX - 登録サプライヤーA - リース会社Y 申請② ユーザーX - 登録サプライヤーB - リース会社Z</p> <p>注)補助上限額 ≧ 申請①の補助金 + 申請②の補助金</p> <p>なお、共同申請を活用する場合のリース会社については、通算の採択・交付決定件数の制限はありません。</p>
6	<p>複数設備を導入し、補助上限額を超えた場合、設備ごとに補助金を按分することが認められますか。</p>	<p>按分することは認められません。ご質問のような場合、以下の取扱い例を参照してください。</p> <p>例:補助上限額 200 万円、補助率 1/2 以下 導入予定設備 A 設備(金額 250 万円) B 設備(金額200万円) C 設備(金額 100 万円)</p> <p>A 設備(補助対象:満額) 設備金額 250 万円×補助率 1/2 =補助金額125 万円</p> <p>B 設備(補助対象:申請時に減額) 設備金額200 万円×補助率 1/2 =補助金額 100万円</p> <p>A 設備と B 設備の補助金合計額が225万円となり上限を超えるため、B設備に関しては補助上限に達する 75 万円まで補助される。</p> <p>C 設備(非対象) *A 設備と B 設備を申請した段階で補助上限 200 万円を超えているため補助金の非対象(申請不可)</p> <p>注:設備の種類が異なる場合、リース会社又は登録サプライヤーが同一であっても、それぞれ申請を行う必要があります。</p>
7	<p>同一のユーザーにおいて、A 設備を自己資金で取得し、B 設備をリースとすることができますか。</p>	<p>左記の場合、補助上限額に留意した上で、A 設備はユーザーと登録サプライヤーとの共同申請、B 設備はユーザー・登録サプライヤー・リース会社で共同申請をしてください。(今後、複数回の応募・交付申請が可能となる予定です)</p>
8	<p>補助金の交付決定後、中小企業等(ユーザー)が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいでし</p>	<p>財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を交付していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行います。</p>

No.	質問	回答
	ようか。	財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を国に対して返金することになります。
9	中小企業等(ユーザー)が申請時の賃上げ目標が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還が求められますか。	未達成の場合は、補助額の確定時に補助上限の引き上げを行わなかった場合と同額になるまで補助金の減額が行われます。(補助金をお支払いする前に減額となるので、返還とはなりません) 共同申請の場合、リース会社に補助金を交付していますので、リース会社に支払う予定だった補助金が減額されることとなります。 なお複数設備を導入した場合、設備ごとに減額率が同じになるように減額分が按分されます。
10	交付申請後、自己で取得する予定(金融機関借入を含む。)の設備をリース会社との共同申請に変更することができますか。	いかなる事情があっても変更できません。
11	付加価値額の「減価償却費」にファイナンス・リース取引のリース料を含めることができますか。	ファイナンス・リース取引のリース資産の減価償却費(売買取理をしている場合)またはリース料(賃貸借処理をしている場合 注)を含めて算出することができます。 注)法人税法施行令第 131 条の2において、賃借料(支払リース料)は、「減価償却費」に含まれるとしています。
12	公募期間の考え方を教えてください。	公募受付期間を無くし、予算額の範囲で随時受付をします。

2. リース取引

No.	質問	回答
1	共同申請をする場合、補助金の交付を受けることができるリース取引の範囲を教えてください。	ファイナンス・リース取引(所有権移転・所有権移転外)に限ります。オペレーティング・リース取引は対象外となります。
2	リース契約期間の制約はありますか。	補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、一の共同申請で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。 なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります

No.	質問	回答
		が、リース契約期間+再リース契約期間≧処分制限期間でないといけません。
3	交付決定前にリース契約を締結することができますか。	<p>できません。交付決定より前に契約(発注)した場合、その経費(例:リース会社がサプライヤーに支払った物件代金)は、いかなる事情があっても補助対象になりません。</p> <p>(参考)補助事業の流れ</p> <p>①交付申請</p> <p>②審査</p> <p>③交付決定通知</p> <p>④補助事業期間(交付決定日から原則12か月以内)</p> <p>交付決定後、ユーザーとのリース契約及び登録サプライヤーとの売買契約締結 → 製品導入</p> <p>⑤実績報告(補助額の確定→補助金の支払い)</p>
4	リース期間が終了した後、補助対象設備(リース物件)の所有権をユーザーに移転することができますか。	<p>リース会社が補助金の交付を受けて取得したリース物件は、交付規程に定める処分制限財産に該当します。</p> <p>このため、財産処分の制限に基づく手続きを行わず、処分制限期間内にリース物件の所有権を有償・無償を問わずユーザーに移転することは禁止されています。</p>
5	処分制限期間の年数を教えてください。	処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(法定耐用年数)です。
6	<p>補助金の交付を受けることができるファイナンス・リース取引について、次のリース取引は該当しますか。</p> <p>(1)購入選択権付リース取引</p> <p>(2)譲渡条件付リース取引</p> <p>(3)残価設定型リース取引</p>	<p>ファイナンス・リース取引とは、法人税法第64条の2第3項に定めるリース取引を指します。</p> <p>左記(1)、(2)、(3)について、それぞれ上記法令によるファイナンス・リース取引に該当すれば、補助金の交付を受けることができます。</p> <p>ただし、処分制限期間内に、補助対象設備(リース物件)の所有権をユーザーに移転することはできません。</p> <p>なお、ファイナンス・リース取引に該当する場合であっても、セール&リースバック取引や転リース取引は、補助金の対象外です。</p>
7	ユーザーの希望により、リース料を	ファイナンス・リース取引に該当すれば、ユーザーの希

No.	質問	回答
	毎月定額払いではなく、年 1 回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることができますか。	望により、リース料を年 1 回払い又は不均等払い(遞増・遞減)とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し(リース期間に関わらず 12 か月払いとする等)することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。
8	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社からユーザーに一括して支払うことができますか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金をユーザーに対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。 また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むこととなります。
9	サプライヤーが買取保証(※)を付したリース取引も対象となりますか。 (※)ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。
10	設備を割賦販売する場合も、共同申請できますか。	割賦販売は共同申請の対象外です。
11	サプライヤーの瑕疵により、補助対象設備が稼働せず、補助事業が実施できなかった場合は補助金が交付されなくなりますが、リース会社とサプライヤーとの間で締結する売買契約にどのような特約を付せばよいでしょうか。	以下のような特約を付してください。 1. 買主(リース会社)は、借主(ユーザー)及び物件に中小企業省力化投資補助事業が適用されることを条件として発注します。このため、売主(サプライヤー)が借主に搬入及び設置した物件(補助対象設備)について、売主の責により当該設備が稼働しない場合は、買主は本売買契約を解除できるものとし、この場合、第 9 条(契約の解除)を適用します。 2. 上記 1. の場合において、買主が売主に対して、物件の売買代金を支払った場合は、売主は当該売買代金を買主に返還するものとします。 3. 上記1. または 2. の場合、第 9 条第 4 項を以下のとおり修正します。 4. 前三項に基づき注文が撤回され、またはこの契約が解除された場合、売主は、その責任で原状回復を行い、物件の調達、製造、据付、原状回復、解体、運搬等に要した費用その他売主に生じた損害の負担については、買主及び借主に対しては一切の責任を負担させません。

No.	質問	回答
		<p>参考:注文書・注文請書(参考) 売主:サプライヤー、買主:リース会社、借主:ユーザー (契約の解除)</p> <p>第9条 物件の注文から引渡しまでに、買主の責任によらない事由でリース契約が締結されなかった場合、またはリース契約が解除された場合、買主は、無条件で注文を撤回し、またはこの契約を解除することができます。</p> <p>② 売主がその債務の履行を怠り、またはその債務の履行を不能とし、その他この契約の条項の一つにでも違反したときは、買主は、催告を要しないで売主への通知のみで無条件で注文の撤回またはこの契約の解除ができ</p> <p>③ 第5条第1項または同条第2項に該当したときも前項と同様とします。</p> <p>④ 前三項に基づき注文が撤回され、またはこの契約が解除された場合、売主は、その責任で原状回復を行い、物件の調達、製造、据付、原状回復、解体、運搬等に要した費用その他売主に生じた損害の負担については、借主との間で解決するものとし、買主に対しては一切の責任を負担させません。</p>

3. リース料軽減計算書

No.	質問	回答
1	リース料軽減計算書の修正を依頼することはできますか。	<p>(補助金の申請前)</p> <p>当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に、確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号は付さずに新たな確認番号のみを付します。</p> <p>(補助金の申請後から交付決定前まで)</p> <p>リース料軽減計算書を差し替えることができるか、事業実施事務局に確認してください。その確認を得た上で、当協会において修正内容を確認します。この場合、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します(※)。</p> <p>(補助金の交付決定後)</p> <p>当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。なお、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します(※)。</p> <p>(※)</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>0320240001 0320240055</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>確認印</p> </div> </div> <div style="text-align: left;"> <p>確認済の確認番号 新たな確認番号</p> </div> </div>
2	様式第 2「誓約書」に記載する責任者は、どのような役割がありますか。	<p>リース料軽減計算書(添付書類を含みます。)に不備等がある場合、当協会事務局から責任者宛に問い合わせ等をします。</p> <p>また、当協会が確認したリース料軽減計算書及びその確認手数料の請求書の送付先となります。</p>
3	リース料軽減計算書の確認を受ける際に、添付する物件見積書が膨大な量となります。このような場合、その写しの添付が必要でしょうか。	<p>物件見積書が膨大な量となる場合は、物件金額の総額が分かる部分の写しを添えてください。</p> <p>ただし、当協会において、物件見積書の詳細の確認が必要と判断した場合は、物件見積書の写しの全てをご提出いただく場合もあります。</p>
4	リース料軽減計算書の返送日数を教えてください。	<p>リース料軽減計算書が当協会に到着してから、原則 10 日以内に返送します。</p> <p>書類に不備がありますと確認に時間を要する場合がありますので、当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してくだ</p>

No.	質問	回答
		さい。
5	確認したリース料軽減計算書の返送方法を教えてください。	当協会が確認したリース料軽減計算書は、郵送(レターパックプラス)により返送します。 返送先は、リース料軽減計算書を確実に送付するため、当協会に届出があった責任者宛とします。責任者以外を返送先として指定することはできません。
6	リース料軽減計算書の記載漏れ等の不備や添付書類が不足している場合であっても、リース料軽減計算書を確認いただくことはできますか。	そのようなご要望は一切受けられません。 当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
7	取引先からリース料軽減計算書を急いで入手したいという要望がありました。当社のリース料軽減計算書が到着次第、急いで確認いただくことはできますか。	申請の公平性を保つため、そのようなご要望は一切受けられません。ご理解ください。 また、円滑な事務運営のため、そのようなご要望を当協会の担当者宛に電話やメールで連絡することもお控えください。 申請書類を受領した順番で確認し、確認次第、速やかに返送します。
8	他の補助金制度で確認を受けた「リース料軽減計算書」を中小企業省力化投資補助事業の申請に用いることができますか。	使用できません。
9	確認を受けたリース料軽減計算書について、申請をした後、他の申請に使うことができますか。	使用できません。一つの申請ごとにリース料軽減計算書を作成してください。

4. 補助金の支払い

No.	質問	回答
1	補助金を受け取るタイミングを教えてください。	交付決定後、実施状況の確認、補助金額の確定を経て、補助金が交付されます。 交付すべき補助金額の確定後、円滑に手続きが進む場合は、概ね1カ月程度を見込んでいますが、補助金の交付決定件数等で変わる場合があります。
2	リース会社の手続きを教えてください。	電子申請システムを通じて手続きをします。詳細は、確定次第、お知らせします。

5. その他

No.	質問	回答
1	他の補助金制度を併用できますか。	同一の設備では併用できません。
2	先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置や中小企業経営強化税制等の投資減税制度を併用できますか。	併用できます。
3	事業実施事務局に提出する誓約書において、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底する旨が示されていますが、このガイドラインの目的を教えてください。	<p>「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」は、当協会が策定したガイドラインであり、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者の個人保証の削減を目指すこととしています。</p> <p>当協会のホームページにガイドライン本文と Q&A を掲載していますので、これらを必ず参照してください。</p> <p>https://www.leasing.or.jp/guideline.html</p>
4	事業実施事務局に提出する誓約書において、『「パートナーシップ構築宣言」を行い、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携に取り組むことについて検討すること』とされていますが、宣言内容を教えてください。	<p>サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを代表者名で宣言をします。すでにリース会社においても宣言がされています。</p> <p>なお、リース会社の親会社の子会社を含むグループ会社全体として、「パートナーシップ構築宣言」をしている場合は、当該リース会社においても、「パートナーシップ構築宣言」を行ったものとみなします。</p> <p>詳細はパートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載されている資料を参照してください。</p> <p>https://www.biz-partnership.jp/index.html</p>

以上